

JIS

UDC 66.047 : 662.614 : 622.78

R 0304

鉍石などの連続式乾燥炉の熱勘定方式

JIS R 0304⁻¹⁹⁹¹

(1997 確認)

(2002 確認)

(2007 確認)

平成 3 年 10 月 1 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：昭和 35. 3. 1 改正：平成 3. 10. 1 確認：平成 9. 3. 20
官 報 公 示：平成 9. 3. 21

原案作成協力者：社団法人 日本セラミックス協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 窯業部会（部会長 鈴木 弘茂）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 産業基盤標準化推進室（☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

鉍石などの連続式乾燥炉の熱勘定方式 R 0304-1991

(1997 確認)

Heat balancing of continuous dryer for ores and other materials

1. **適用範囲** この規格は、鉍石及びその加工品を対象とする連続式乾燥炉の実用的な熱勘定方式について規定する。

備考1. 鉍石及び加工品とは、次のものをいう。

- (1) **鉍石**：石炭，粘土，砂，水砕スラグ，石灰石など
- (2) **加工品**：れんが，陶磁器などの加工成形品，鋳型など

2. この規格の引用規格を，**付表1**に示す。

3. この規格の中で { } を付けて示してある単位及び数値は，従来単位によるものであって，参考として併記したものである。

2. **用語の定義** この規格で用いる主な用語の定義は，次のとおりとする。

(1) **材料** 乾燥の対象物となる原料から製品までのすべてのもの。

(2) **乾き材料** 水分がゼロの状態⁽¹⁾になった材料。

注⁽¹⁾ 水分がゼロの状態とは，材料を温度 107 ± 2 °Cで1時間以上加熱し，その水分の差が0.5 %未満になったときをいう。

なお，水分算出は5.3.2による。ただし，石炭の場合は，JIS M 8811による。

(3) **原料** 乾燥する前の材料。

(4) **乾燥品** 乾燥した後の材料。

3. 基準

3.1 熱勘定は，乾燥炉の正常運転時における連続5時間以上の測定結果による。

3.2 熱勘定は，原料中の乾き材料1 t当たりについて行う。

3.3 熱勘定の基準温度は，常温(外気の温度)とする。

3.4 燃料の発熱量は，使用時における低発熱量を用いる。

4. 記録測定事項

4.1 **設備に関する記録** 設備に関する記録は，次のとおりとする。

- (1) 工場名，所在地及び担当者名
- (2) 乾燥炉の名称，番号及び用途
- (3) 乾燥能力，乾燥熱源及び熱ガス温度
- (4) 乾燥機の形式，乾燥様式，大きさ，原料の送入方法，運転設備概要及び材料の通過時間
- (5) 燃焼装置の形式，火格子面積，バーナー容量，個数及び燃焼室容積
- (6) 通風装置の通風様式，ファン形式，容量及び煙突の大きさ，共同設備の名称，基数
- (7) 集じん装置の形式及び集じん効率
- (8) 乾燥炉の略図(測定箇所を記入する)